

ガソリン・灯油・軽油を購入される皆様へ

【住民の皆さんは次の事項に注意して下さい】

これから農繁期、冬期間を迎えるにあたり、ガソリンや灯油、軽油の使用頻度の増加が見込まれます。ガソリンスタンドなどでガソリンや灯油、軽油を購入する場合、危険物漏洩事故防止、運搬時の安全確保、誤使用防止の観点から消防法令に適合した容器を使用していただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

※ガソリンの携行缶は、灯油や軽油の貯蔵・運搬ができますが、誤使用防止のため必ず貯蔵する油種ステッカーを貼って使用して下さい。

○ガソリンの購入について注意すること

- 1 ガソリンは、灯油用や軽油用のポリタンクに入れることは出来ません。
- 2 ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください。
- 3 セルフスタンドにおいても、ガソリン携行缶への詰替えは、必ずガソリンスタンドの従業員に入れてもらって下さい。

○ガソリンの購入の時に確認すること

- 1 本人確認について
ガソリンを携行缶で購入する時は、運転免許証などを提示してください。
- 2 使用目的の確認について
ガソリンを携行缶で購入する時は、必ず使用目的を伝えてください。

令和2年 2/11発行 **ガソリンを携行缶で購入される皆様へ**

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① 本人確認（運転免許証の提示など）
② 使用目的の確認 を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

ガソリンを取り扱うときの注意事項

灯油用ポリタンク ガソリン携行缶

！噴出注意！
★周囲の安全を確認
★フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
★漏洩の場所禁止

ガソリンは、灯油用ポリタンクに入れることはできません！！

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください！！

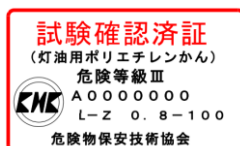
セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります！！

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石油連 全農 消防庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.kita-ai.co.jp/pressroom/pressroom0101/>

・基準適合表示例



・基準適合容器例



ガソリン携行缶 (赤色)

灯油用ポリタンク (赤色)

軽油用ポリタンク (緑色)

問い合わせ先

能代山本広域市町村圏組合消防本部

予防課 危険物担当 電話：52-3312